



平成 26 年 5 月 26 日

各位

会社名 株式会社アーレステイ  
代表者名 代表取締役社長 高橋 新  
(コード番号 5852 東証第1部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 辻 鶴男  
(TEL. 03-6369-8664)

## 取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定についての議案を、下記の通り平成 26 年 6 月 19 日開催予定の当社第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

平成18年6月23日開催の当社第85回定時株主総会におきまして、当社の取締役報酬額及び監査役報酬額は、年額の取締役報酬及び監査役報酬とは別枠として、ストックオプションとして取締役(社外取締役を除く)に割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額35百万円以内、監査役(社外監査役を除く)に割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額6百万円以内とする旨、また、新株予約権の総数の上限を取締役(社外取締役を除く)については200個、監査役(社外監査役を除く)については40個、新株予約権の目的である株式の種類及び数の上限を取締役(社外取締役を除く)については当社普通株式20,000株、監査役(社外監査役を除く)については当社普通株式4,000株とする旨のご承認をいただきました。

その後の経済情勢の変化等により、新株予約権の総数の上限を、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が取締役(社外取締役を除く)については年額35百万円、監査役(社外監査役を除く)については年額6百万円以内となる範囲内の個数とする旨の改定をご承認いただきたく存じます。

なお、平成26年6月19日開催予定の当社第93回定時株主総会の第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名(うち社外取締役は1名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)となります。

当社は、本制度により、長期的な業績発展への貢献が報酬に反映されるとともに、取締役及び監査役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有できること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

## 2. 新株予約権の具体的な内容

ストックオプションとして取締役及び監査役に発行する新株予約権の内容は次のものとした  
たく存じます。

### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数は、新株予  
約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により  
算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が取締役  
(社外取締役を除く)については年額35百万円、監査役(社外監査役を除く)については年額  
6百万円以内となる範囲内の個数とします。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株  
式の数100株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行  
うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うもの  
とします。

### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的  
となる株式の数を乗じた金額とします。

### ③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とします。

### ④ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと  
します。

### ⑤ 新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権者が当社の取締役及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使する  
ことができないものとします。

(ロ) 新株予約権者が上記③に定められる新株予約権を行使することができる期間の最終日の1  
年前の応当日まで当社の取締役及び監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使する  
ことができない場合には、当該応当日の翌日より③に定められる新株予約権を行使する  
ことができる期間の最終日まで新株予約権を行使することができるものとします。

(ハ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案、  
または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当該承認日の翌日から15日  
間に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ニ) その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する  
取締役会において定めます。

以上